

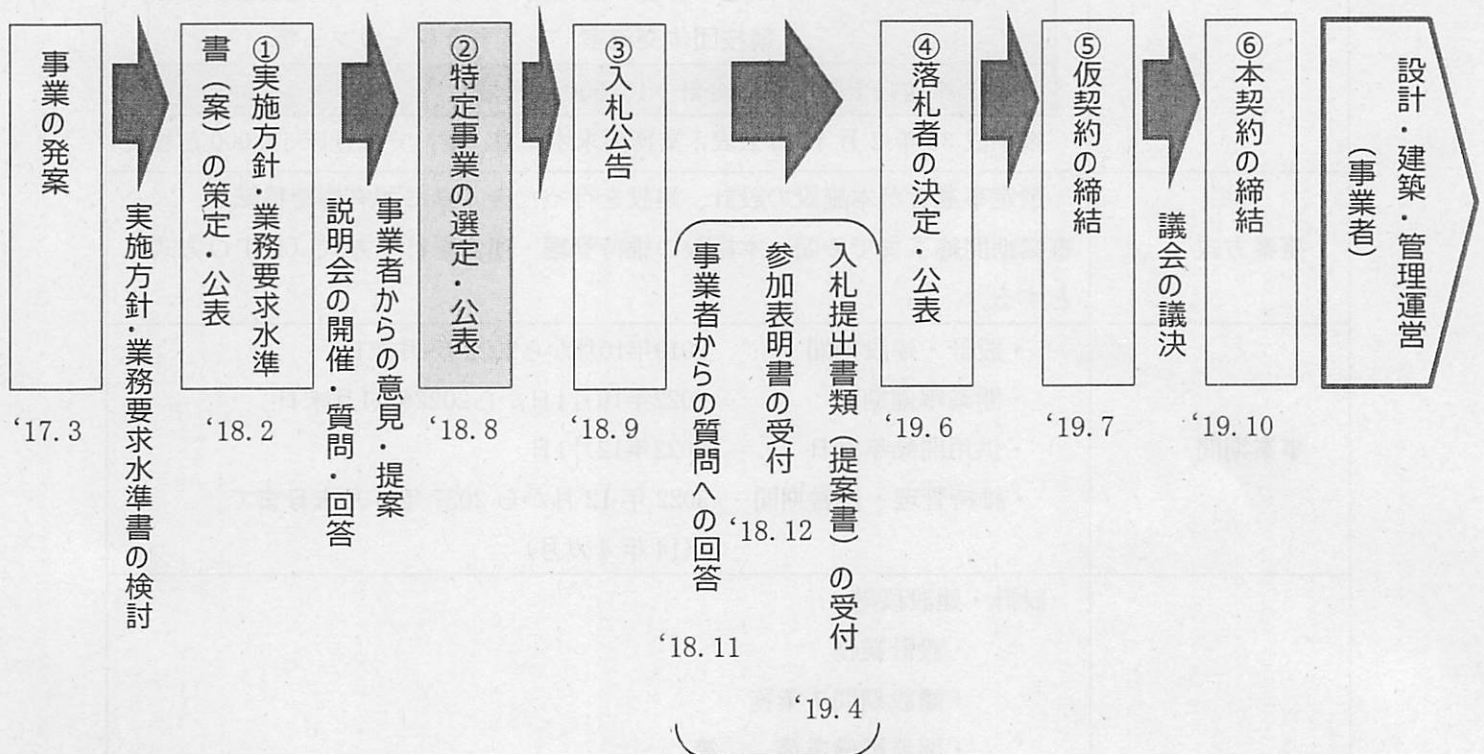
新県立体育館整備事業に係る特定事業の選定について

1. 経過等

新県立体育館整備事業については、2016 年度に策定した「新県立体育館施設整備基本計画」に基づき、県において建設予定地の造成を行った後、施設の建築およびその後の維持管理・運営については、県民サービスの向上や財政支出の軽減・平準化などにおいて効果が期待できる P F I 方式により事業を進めている。

これまでの経過および今後の想定スケジュールは下記のとおりであり、8 月中に特定事業の選定・公表を予定している。

(経過および想定スケジュール)



2. 特定事業の選定とは

特定事業の選定とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「P F I 法」という。）第 7 条に定める手続であり、P F I 事業での実施を決定することである。

特定事業の選定にあたっては、従来方式と P F I 方式を比較することとし、定量的評価と定性的評価を行う。定量的評価については、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出し、これを現在価値に換算することにより比較する。また、定量化が困難なサービス水準等については、定性的な評価を行う。なお、結果は、P F I 法第 11 条の規定に基づき公表を行う。

3. 特定事業の選定に係る検討

(1) 事業概要について

項目	内容														
事業名称	新県立体育館整備事業														
施設概要	<table border="1"> <tr> <td>所在地</td><td>滋賀県大津市上田上中野町地先 (びわこ文化公園都市内)</td></tr> <tr> <td>敷地面積等</td><td>約 11ha および新設する東側アクセス道路</td></tr> <tr> <td>メインアリーナ</td><td>アリーナ面積：2,760 m²以上 観客席：5,000 席以上</td></tr> <tr> <td>サブアリーナ</td><td>アリーナ面積：1,161 m²以上 観客席：200 席以上</td></tr> <tr> <td>スポーツ活動諸室</td><td>多目的室、トレーニング室、 スポーツ・体力測定室</td></tr> <tr> <td>その他諸室</td><td>事務室（施設管理室）、応接室（来賓室）、医務室、 放送・音響・調光室、キッズルーム・授乳室、 競技団体交流室、レストラン・カフェ等</td></tr> <tr> <td colspan="2">共用部を含む上記面積の合計：13,500 m²程度</td></tr> </table> ※平成 30 年 2 月 19 日公表：業務要求水準書（案）では延床 14,000 m²程度	所在地	滋賀県大津市上田上中野町地先 (びわこ文化公園都市内)	敷地面積等	約 11ha および新設する東側アクセス道路	メインアリーナ	アリーナ面積：2,760 m ² 以上 観客席：5,000 席以上	サブアリーナ	アリーナ面積：1,161 m ² 以上 観客席：200 席以上	スポーツ活動諸室	多目的室、トレーニング室、 スポーツ・体力測定室	その他諸室	事務室（施設管理室）、応接室（来賓室）、医務室、 放送・音響・調光室、キッズルーム・授乳室、 競技団体交流室、レストラン・カフェ等	共用部を含む上記面積の合計：13,500 m ² 程度	
所在地	滋賀県大津市上田上中野町地先 (びわこ文化公園都市内)														
敷地面積等	約 11ha および新設する東側アクセス道路														
メインアリーナ	アリーナ面積：2,760 m ² 以上 観客席：5,000 席以上														
サブアリーナ	アリーナ面積：1,161 m ² 以上 観客席：200 席以上														
スポーツ活動諸室	多目的室、トレーニング室、 スポーツ・体力測定室														
その他諸室	事務室（施設管理室）、応接室（来賓室）、医務室、 放送・音響・調光室、キッズルーム・授乳室、 競技団体交流室、レストラン・カフェ等														
共用部を含む上記面積の合計：13,500 m ² 程度															
事業方式	選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の維持管理・運営を行う方式（BTO方式）とする。														
事業期間	・設計・建設期間 2019年10月から2022年9月末日 ・開業準備期間 2022年10月1日から2022年11月末日 ・供用開始年月日 2022年12月1日 ・維持管理・運営期間 2022年12月から2037年3月末日まで (14年4カ月)														
選定事業者が行う主な業務	設計・建設段階 ・設計業務 ・建設期間中業務 ・開業準備業務 等 維持管理・運営段階 ・建築物、建築設備、備品、外構施設等保守管理業務 ・利用受付業務（受付、案内、料金收受等） ・大学をはじめとする周辺機関との連携業務 ・トレーニング室・体力測定室運営業務 ・広報・情報発信業務 ・利便施設運営業務 ・自由提案事業 等														

(2) 評価について

ア 定量的評価

県が従来手法で実施する場合とPFI方式で実施する場合の財政負担額の合計額を現在価値に換算して比較した結果、県の財政負担額は、PFI方式で実施することにより、約6%の縮減効果を見込むことができる。

項目	値
ア 県が自ら実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	10,226 百万円
イ PFI方式により実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	9,614 百万円
ウ VFM（金額）	612 百万円
エ VFM（割合）	約6%

イ 定性的評価

本事業をPFI方式で実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

（ア）効率的な施設整備、維持管理・運営の実施

PFI方式では、設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して選定事業者任せのため、各業務を個別に発注する場合と比較して効率化が図られ、費用の最小化を視野に入れた整備が可能になる。

（イ）財政支出の平準化

民間資金を活用することで、県は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

（ウ）リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

発生するリスクをあらかじめ想定し、その責任分担を県および選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の効率的な遂行や安定した事業の実施が期待できる。

（エ）利用者へのサービス向上

民間事業者が有するスポーツ施設や集客施設等のノウハウを活用し、利用者のニーズに対して柔軟に対応することにより、県民のスポーツ・健康づくり、文化活動の中核施設として、良質なサービスの提供が期待できる。

（オ）自由提案事業の実施による相乗効果

県が要求するサービス水準のほか、スポーツ教室の開催やランニングコースの設置などの自由提案事業の実施により、本施設のより一層の利用促進が図られるとともに、利用者の利便性の向上に寄与することが期待できる。

(3) 結論

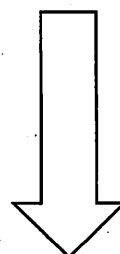
本事業は、PFI方式によって実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約6%の県の財政負担額の軽減が見込むことができ、効率的な施設整備、維持管理・運営の実施等の定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

OPFI方式による事業費の算定

(単位:百万円)

項目			従来方式	PFI方式	差額	備考
施設整備	建設費	設計・建築・備品	6,988	6,429	▲ 559	一括・性能発注によるコスト削減
	金利	起債金利	349		▲ 349	県の起債金利
		割賦金利		299	299	県が選定事業者に支払う割賦金利
	SPC開業費用等			121	121	会社設立登記免許・融資契約時手数料等
	施設整備消費税		699	655	▲ 44	
	施設整備小計		8,036	7,504	▲ 532	
維持管理運営	維持管理運営費		2,079	1,913	▲ 166	一括・性能発注によるコスト削減
	長期修繕費		1,163	1,070	▲ 93	
	SPC運営経費・税金等			188	188	監査業務委託・第三者賠償保険等
	収入		▲ 997	▲ 997	0	
	維持管理運営消費税		324	212	▲ 112	
	維持管理運営小計		2,569	2,386	▲ 183	
施設整備・維持管理運営小計			10,605	9,890	▲ 715	PFI方式の小計が債務負担金額
その他	アドバイザー委託費等			40	40	
	税金の戻り(県税収入)			▲ 11	▲ 11	
合計(置き換え前)			10,605	9,919	▲ 686	



VFMの試算については、複数年にわたる事業の価値を比較するために、将来の支出を、現在の価値へ置き換えた上で比較。(「VFMに関するガイドライン」(内閣府)に準拠)
現在の価値への置き換えは長期国債の利回り、過去5年平均である0.29%と設定。
例えば、1年後の100円の支出は、現在の99.7円の支出としてVFMを試算。

合計(置き換え後)		10,226	9,614	▲ 612	約6%のVFM(コスト削減効果)
-----------	--	--------	-------	-------	------------------